

お宅にも届いていませんか？

こんなハガキ

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。管理番号（く）322 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による 執行証書の交付 を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 29 年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-xxxx-xxxx

受付時間 9:00~20:00（日、祝日除く）

え!?何これ!!



県警マスコット ポッポ君

法務省や裁判所などを名乗ってハガキを送りつける架空請求詐欺の手口が増加しています。

過去に利用した業者への未払いがあると思わせて、「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産、不動産の差し押さえをする」などと不安にさせたうえで、訴訟の取り下げ等について相談するよう誘導する内容になっています。

お問い合わせ窓口として記載されている電話番号に電話を架けると、訴訟取り下げ手続き費用として金銭を要求されてしまいます。

不審なハガキが送られて来たときは、迷わず警察に通報を!!

※ 正式な裁判所からの通知を放置すると不利な判決となるおそれがあります。

裁判所からと思われる文書（ハガキではありません）が届いた場合は、警察や電話帳で調べた裁判所の電話番号に電話をして相談してください。

岩槻警察署 電話番号 048-757-0110